

第 598 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 4 年 7 月 6 日（水）午後 1 時 31 分から午後 2 時 14 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（14 人）

1	稲村 耕一	2	澤邊 治之	3	鈴木 昇	4	山崎 正秀
5	佐久間 容	6	平野 弁一	7	大後 護	8	渡邊 和巳
9	茂木 比呂志	10	森田 泰彰	11	川口 寛市	12	鈴木 伸江
13	小柴 賢次郎	14	白井 和子				

4 欠席委員（0 人）

5 事務局職員（4 人）

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による一時転用許可申請（農地造成）について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請及び同法第 5 条の規定による許可申請
について

議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認及び同条の規定による許
可申請について

議案第 7 号 農地利用集積計画の決定について

専決処分報告について

第 598 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 31 分</p> <p>皆様こんにちは。定刻を過ぎましたので、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 598 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして、本日の出席状況ですが、14 名の委員全員の出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>皆様こんにちは。まず報告ですが、先月 28 日に県農業会議第 117 回通常総会が 3 年ぶりにプラザ菜の花で開催されました。会長は 4 期 8 年務めた鶴岡県議から、小池県議へと代わりました。木更津市農業委員会の安藤会長は引き続き副会長となっております。</p> <p>既に梅雨も明けたところですが、今年の房州ではカメムシとイノシシのため、枇杷が大変不作とのことでした。米作への影響も心配されますが、空中散布も始まっているようです。本日も慎重に審議して参りましょう。</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 598 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。10 番森田泰彰委員、11 番川口寛市委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきます。</p>

<p>議長</p>	<p>【議案第1号】</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第1号1番について、担当委員の現地調査及び説明を、1番 稲村委員、お願いします。</p>
<p>稲村委員</p>	<p>議案第1号1番について、申請地を7月5日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。飯野小学校より東の方向400m及び南の方向800m付近に位置する農地があります。</p> <p>義務者は、高齢で農作業が難しくなってきたことから、規模縮小のため売却を考えていたところ、自宅に近く又、付近に自作地を所有していた権利者と話がまとまり、売買による所有権移転の申請であります。営農計画は、水稻及び大根、玉ねぎ等の栽培を予定しております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明が終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>ただいまの稲村委員の説明に補足させていただきます。義務者は、高齢となり労働力不足から規模縮小のため売却するものであり、付近に自作地を持つ権利者の規模拡大を目的とする申請であります。申請地は農振農用地区域内農地であり、5筆合計面積1,863㎡、権利者の耕作面積は10,100㎡、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積5,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なしの声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号1番は承認され</p>

<p>小柴委員</p>	<p>ました。</p> <p>次に、議案第1号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、13番 小柴賢次郎 委員、お願いします。</p> <p>議案第1号2番について、申請地を7月5日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。環小学校より東の方向1.8km付近に位置する農地であります。</p> <p>義務者は、体調を崩し転居したことから今後耕作を継続していくことが不可能なため売却するものであります。権利者は、申請地近くに移住し旅館業を行っております。自宅に近く耕作に便利である農地を購入し、旅館業と併せて農業も行いたく、新規就農のための申請であります。営農計画は梅、キューイフルーツ、ブルーベリー等の果樹類及び、バジル、パクチー、トマト、キュウリ等の露地野菜類の栽培を予定しております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明が終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>ただいまの小柴委員の説明に補足させていただきます。義務者は、申請地近くに居住しておりましたが、健康を害したことで転居し身内と同居しております。今後耕作を続けていくことが不可能なことから売却しようとするものであります。権利者は、宿泊施設の紹介、管理及び運営、インバウンド招致による地域活性化を目的とする会社法人を設立し、2年程前から当地へ移住し民泊業を行っております。最近、利用者も増加傾向となってきたことから、購入した古民家を改修中であります。中国で農業を行っていたことから農業に関心があり、申請地が自宅近くであることから耕作、管理がしやすいため購入しようとするもので、売買による所有権移転の本申請であります。営農計画ですが、生産物はインターネット販売、民泊業での利用による自給自足の確立、宿泊者の農業体験等を計画しております。申請地は農振農用地区域内農地を含む、8筆、合計面積5,363㎡、権利者の耕作面積は</p>

<p>議長</p>	<p>0 m²、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積 5,000 m²を超えているため、面積基準は満たしております。農機具の所有状況は、トラクター等の大農機具は購入予定であり、技術力・労働力に関しては、農作業歴 8 年を有し、世帯労働経験者 1 名の他に地元雇用している農業経験者の協力を受けながら農作業を行う計画であることから対応可能と考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 2 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第 1 号 2 番は承認されました。</p> <p>【議案第 2 号】</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 2 号につきまして、担当委員は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>
<p>平野委員</p>	<p>議案第 2 号について、申請地を 7 月 5 日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。JR 大貫駅より東の方向約 300m に位置する農地であります。</p> <p>権利者は、現在居住している建物の老朽化が激しく、また手狭になり、費用や面積の面で申請地が条件に合致したため、専用住宅用地として農地転用申請をすることとなりました。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。説明は以上です。</p> <p>事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(樋口)</p>	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、大佐和都市計画の範囲内で、第一種住居地域の用途指定を</p>

<p>議長</p>	<p>受けている土地のため、第3種農地と判断されます。造成は、現状のまま使用し、埋め立て等はありません。また、上水は水道管から引き込み、汚水・雑排水については、合併浄化槽を経由し、U字溝に放流します。雨水については自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金および借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。住宅用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第2号は承認されました。</p> <p>【議案第3号】</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第3号「農地法第4条の規定による一時転用許可申請(農地造成)について」を議題といたします。</p> <p>議案第3号につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、7番 大後護 委員、お願いします。</p>
<p>大後委員</p>	<p>議案第3号1番について申請地を7月4日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。飯野小学校より北の方向約1kmに位置する農地です。</p> <p>権利者は、ビニールハウスを用いた家庭菜園として活用するため、申請地での耕作を考えましたが、周辺との高低差から雨水などが溜まり、ぬかるみが酷くなっており、耕作するためには農地造成が必要となります。造成は、土地の一部を隣接する土地と同じ高さまで山砂で嵩上げすることで土壌改良を行います。周辺農地には影響がないよう計画がされており問題はありません。また、栽培品目はキュウリ、トマトを栽培することとしており、造成終了後に作付けすることとしています。以上です。</p>

議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局 (樋口)	<p>ただいまの大後委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>本件は、耕作放棄状態にある農地を造成し、耕作地として回復するため、農地造成のための4条一時転用を申請するものです。農地区分に関しては、農業振興地域内の農用地です。農業振興地域内の農用地の転用については原則不許可ですが、一時転用であり、富津市農業振興地域整備計画に支障がない場合は、許可できることとしています。農地造成は、購入した山砂での嵩上げによるものとなります。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。農地造成のための一時転用にあたり、立地基準、一般基準など全て満たしております。その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第3号は承認されました。</p> <p>【議案第4号】</p>
議長	<p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第4号1番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、12番 鈴木伸江 委員、お願いします。</p>
鈴木伸江委員	<p>議案第4号1番について申請地を7月6日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください</p>

	<p>い。吉野小学校より北東の方向約 500mに位置する農地であります。</p> <p>現在、権利者夫婦は貸家に居住しておりますが、父親である義務者の所有している申請地を使用貸借することで、資金面での都合がよく、宅地化にあたっての条件も良かったため、使用貸借権設定を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、上水道を引き込み、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置しU字溝へ放流します。雨水は自然浸透としています。資金については、自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。住宅用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第4号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第4号1番は承認されました。</p> <p>続いて、議案第4号2番につきまして、担当委員は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>
平野委員	<p>議案第4号2番について、申請地を昨日確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。JR大貫駅より南、海岸方向へ約350mに位置する農地であります。</p>

	<p>権利者は宅地開発事業用地を探していたところ、申請地が適した環境であり、義務者からも土地売却の希望があったため、所有権移転を伴う転用申請をすることとなりました。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p> <p>事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、大佐和都市計画の範囲内で、第一種住居地域の用途指定を受けている土地のため、第3種農地と判断されます。造成は山砂による埋め立てを行います。また、用水は上水道から引き込み、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水とともに排水路に放流します。資金については、工事費に対し自己資金および借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。宅地開発用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第4号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第4号2番は承認されました。</p> <p>続いて、議案第4号3番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、11番 川口寛市 委員、お願いします。</p>
川口委員	<p>議案第4号3番について、申請地を7月2日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。金谷インターチェンジより北の方向約70mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は現在、申請地に隣接した資材置場を利用していますが、手</p>

	<p>狭になったことから、申請地部分を資材置場として拡張して利用するため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの川口委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は、一部で埋め立てを行います。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。資材置場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第4号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第4号3番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第5号】</p> <p>次に議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請及び同法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。本議案については、1つの案件に対して2通りの申請となっておりますので、まずこの内容について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局（樋口）	<p>議案第5号の1番および2番については、同一の場所で事業を行うこととなっております、営農型太陽光発電事業に係る転用を伴う申請及び第3条の区分地上権の申請となっております。本件につきましては、5</p>

<p>議長</p>	<p>条の転用許可がなければ営農型太陽光パネルの地上権設定はできず、また、地上権設定が許可にならなければ営農型の太陽光発電事業も許可になりません。このため、本件の審議及び採決については、一括での採択をお願いします。なお、3条の許可については、5条申請に係る千葉県の手続きと同日とすることとし、3条申請を許可することとなった場合には、許可を保留とし、千葉県の手続き日と合わせることにいたします。以上です。</p> <p>事務局の説明によりまして、議案第5号の1番と2番は、事業が同一であるため、一括審議のうえ一括採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なしの声）では、担当委員の現地調査及び説明を10番 森田委員をお願いします。</p>
<p>森田委員</p>	<p>議案第5号1番及び2番について申請地を7月4日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津集出荷場より北の方向約150mの地点に位置する農地であります。</p> <p>義務者は、申請地での作物の栽培に加え、営農型太陽光発電施設の用地として貸付けることで事業収入を増やすため、農地法第3条による区分地上権設定を行う申請です。営農計画としましては、施設の下でミョウガの栽培を行う計画であります。同時申請いたしました、農地法第5条申請につきましては、営農型太陽光発電施設設置のため、支柱部分を一時転用の地上権設定するものであり、周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局（樋口）</p>	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。本案件は、営農型太陽光発電施設を設置するための申請となります。まず、農地法第3条申請は区分地上権設定の申請であります。農地区分に関しては、農用地区域内の農地であります。太陽光発電施設の下で義務者</p>

	<p>が営農を行う計画となっているため問題ありません。次に、農地法第5条申請について、千葉県の指針では、支柱部分のみの転用と定められておりますので、本申請では、0.38 m²が転用面積となります。造成は支柱設置後に耕耘のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。資金については、工事費に対し借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。営農型太陽光発電施設用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第5号1番と2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第5号1番2番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>【議案第6号】</p> <p>次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認及び同条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第6号につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、12番鈴木伸江 委員、お願いします。</p>
<p>鈴木伸江委員</p>	<p>議案第6号1番について申請地を今日確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津市役所より東の方向約750mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、過去に専用住宅用地として本件土地を購入しましたが、現在は活用方法が無い状態にあったところ、権利者から駐車場および倉庫として利用したいとの話があり、所有権移転をすることで話がまとまりました。なお、義務者は、当初専用住宅用地として本件土地を購入したものの、専用住宅用地としては利用しなかったため、承継を</p>

<p>議長</p>	<p>伴う計画変更を行い、改めて所有権移転の許可申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
<p>事務局（樋口）</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p> <p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。本件は、昭和54年12月19日付で許可を受けた事案について、事業を承継し、及び新たに所有権移転を伴う転用を計画していることから、計画変更承認及び許可申請をするものです。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。駐車場および倉庫として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第6号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第6号は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>【議案第7号】</p> <p>次に、議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>こちらは農地中間管理事業による集積計画となっております。議案の一部に修正がありますので、本日机前にお配りしました物に差し替えをお願いします。なお、この議案には、鈴木伸江委員の親族に関する事項が含まれております。よって、農業委員会会議規則第10条の</p>

	<p>規定により、鈴木伸江委員につきましては、一時退席をお願いします。</p> <p>【鈴木伸江委員 一時退席】</p> <p>それでは事務局より説明をお願いします。</p> <p>まず、議案説明の前に、富津市長より農地利用集積計画案の修正が7月5日にありましたので、事前送付いたしました議案の7ページ8ページを、本日記りいたしましたものと差替えをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第7号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を得るため市長より提出されたものであり、令和4年第6次の農地中間管理事業における農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>利用権の設定・転貸の内容でございますが、整理番号4-6-1 利用権の設定等を行う者 [REDACTED] 対象農地 [REDACTED] 畑 1,003 m²、転貸を受ける者 [REDACTED]、利用権の種類 賃借、利用内容 畑、期間 20年の新規契約であります。以下、整理番号4-6-16まで、合計で貸し手5名、借り手3名 筆数16筆 面積14,463 m²であります。個々の設定内容は、利用権設定各筆明細表のとおりとなっております。</p> <p>次に、本日本日記りいたしました議案添付資料をご覧ください。こちらは、利用権設定各筆明細表の資料でございます。1ページから11ページまでが16筆の農用地利用集積計画各筆明細書、12ページから15ページまでが利用権の設定を受ける者3名の農業経営の状況でございます。個々の説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。</p>
<p>事務局（山口）</p>	<p>まず、議案説明の前に、富津市長より農地利用集積計画案の修正が7月5日にありましたので、事前送付いたしました議案の7ページ8ページを、本日記りいたしましたものと差替えをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第7号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を得るため市長より提出されたものであり、令和4年第6次の農地中間管理事業における農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>利用権の設定・転貸の内容でございますが、整理番号4-6-1 利用権の設定等を行う者 [REDACTED] 対象農地 [REDACTED] 畑 1,003 m²、転貸を受ける者 [REDACTED]、利用権の種類 賃借、利用内容 畑、期間 20年の新規契約であります。以下、整理番号4-6-16まで、合計で貸し手5名、借り手3名 筆数16筆 面積14,463 m²であります。個々の設定内容は、利用権設定各筆明細表のとおりとなっております。</p> <p>次に、本日本日記りいたしました議案添付資料をご覧ください。こちらは、利用権設定各筆明細表の資料でございます。1ページから11ページまでが16筆の農用地利用集積計画各筆明細書、12ページから15ページまでが利用権の設定を受ける者3名の農業経営の状況でございます。個々の説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。</p>
<p>佐久間委員</p>	<p>議案添付資料の表紙に、議案第6号とありますが、7号で良いでしょうか。</p>

事務局（山口）	失礼いたしました。7号が正しいので訂正をお願いします。
議長	他に質疑はありますか。（なしの声） 質疑は以上ということであり ますので、採決に入ります。
議長	議案第7号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙 手全員） 挙手全員であります。よって議案第7号は承認されました。 【鈴木伸江委員 入室着席】 【専決処分報告について】
議長	続いて、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事 務局長よりお願いします。
局長	市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。 農地法第4条第1項第8号の規定による届け出でございますが、1 番は貸事務所及びアパートとするもので、面積は752平方メートル、 2番は駐車場とするもので、面積は合計1307平方メートルです。 また、農地法第5条第1項第7号の規定による届け出でございます が、1番2番と4番5番及び7番は専用住宅として所有権移転するも ので、面積は1番が348平方メートル、2番が355平方メートル、4 番が202平方メートル、5番が448平方メートル、7番が135平方メ ートルです。3番と6番は駐車場として所有権移転するもので、面積 は3番が2645平方メートル、6番が合計594平方メートルです。 これらの届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたの で、事務局長専決により書類を受理いたしました。 以上で報告を終わります。
議長	事務局長の専決処分の報告は終わりました。 以上で本日の案件はすべて終了いたしました。 そのほかに、委員さんの方から何かありますか。（なし）

会長	<p>事務局から何かありますか。(なし)</p> <p>それでは、皆様には慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。以上をもちまして、第 598 回の定例農業委員会を終了します。なお、次回の農業委員会総会は 8 月 5 日金曜日、場所は 401 会議室において午後 1 時 30 分から開催いたします。お疲れ様でした。</p> <p>閉会 午後 2 時 14 分</p>
----	---